

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月28日
【事業年度】	第6期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社
【英訳名】	Ground Financial Advisory Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 明彦
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目10番2号
【電話番号】	(03) - 5532 - 1031 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 松浦 一博
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目10番2号
【電話番号】	(03) - 5532 - 1031 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 松浦 一博
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
営業収益 (千円)	95,116	343,437	496,289	527,678	490,727
経常利益 (千円)	42,214	142,043	241,598	281,239	239,825
当期純利益 (千円)	23,308	84,878	148,474	169,708	139,714
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	95,000	112,500	112,500	311,500	313,000
発行済株式総数 (株)	1,900	2,600	2,600	15,700	16,000
純資産額 (千円)	118,309	238,187	386,662	1,084,170	1,181,143
総資産額 (千円)	144,788	375,241	470,076	1,185,303	1,231,350
1株当たり純資産額 (円)	62,267.91	91,610.72	148,716.35	69,055.45	73,736.54
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	3,000.00 (—)	1,500.00 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	16,411.58	44,096.03	57,105.63	12,767.50	8,889.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	11,907.46	8,692.45
自己資本比率 (%)	81.7	63.5	82.3	91.5	95.8
自己資本利益率 (%)	36.3	47.6	47.5	23.1	12.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	65.17	22.50
配当性向 (%)	—	—	—	23.5	16.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	142,618	134,657	227,963	△100,668
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△19,422	△8,000	9,704	△18,907
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	35,000	—	507,152	△43,654
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	267,333	393,991	1,138,811	975,581
従業員数 (人)	2	5	6	9	6
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第2期においては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第3期及び第4期においては、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 第2期から第4期までの株価収益率については、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていませんので記載していません。
6. 第3期以降の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第2期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 当社は平成17年8月29日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

2【沿革】

年月	事項
平成14年1月	東京都世田谷区駒沢三丁目7番5号に株式会社グラウンドを設立（資本金10百万円）
平成14年5月	東京都港区西新橋一丁目6番14号に本社を移転 グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社に商号変更
平成14年12月	小口不動産ノンリコース・ローンプログラム（マルチアセットスキーム）第1号案件を実行
平成15年7月	東京都港区西新橋一丁目10番2号に本社を移転
平成18年2月	ジャスダック証券取引所に株式を上場

3【事業の内容】

当社は、わが国における企業や事業を巡るファイナンス（資金調達）の手法が高度化・多様化する中であって、ストラクチャード・ファイナンス（*②）の分野に特化したアレンジャーとして、顧客にとって最適なファイナンス手法を提案し実現させる金融サービス会社であります。

ストラクチャード・ファイナンスの中でも当社は、主に不動産を対象資産とした流動化・証券化（*①）に係るアレンジャー業務を主たる業務とし、また不動産投融資業務も行っております。

1. 不動産流動化・証券化アレンジャー業務

不動産流動化・証券化アレンジャー業務とは、不動産への投資や不動産の保有、又は不動産開発を行う顧客から案件を受託し、当該顧客のため、ノンリコース・ローン（*③）等を活用したストラクチャード・ファイナンスのスキーム（仕組み）を考案し組成する業務であります。

当社の行うアレンジャー業務には、ストラクチャリング業務とアドバイザー業務の2つの業務があります。

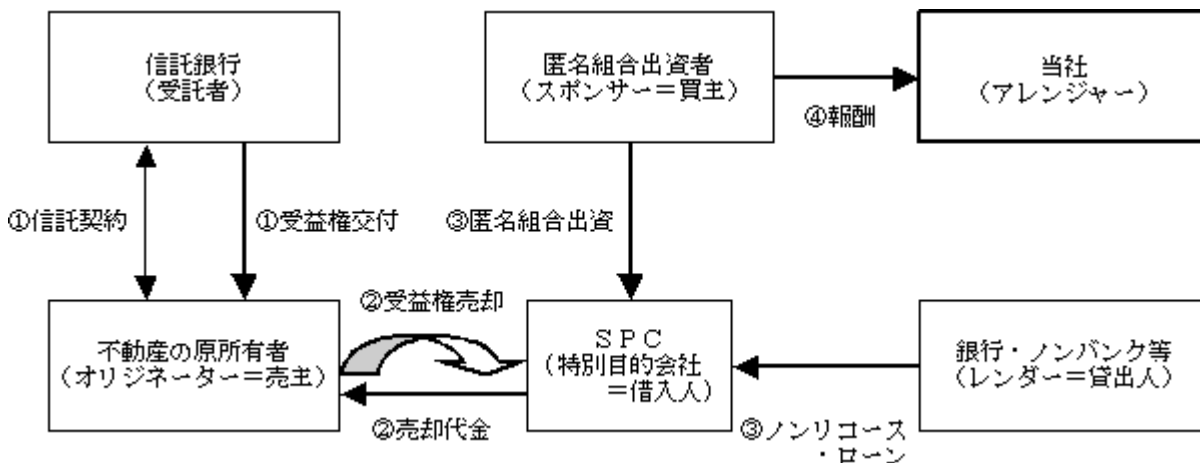
ストラクチャリング業務とは、資金調達を必要とする側（借入人側）の立場に立ち、スキーム検討の当初段階から最終的な資金決済まで一貫したファイナンスアレンジを行うものであり、顧客毎に異なるニーズに応じ個別にスキームを組成するサービスが基本となります。一方、アドバイザー業務には、①資金調達を実現した後のスキームのメンテナンスに係るメンテナンス業務、及び②個別案件のストラクチャリング業務に至る前段階においてストラクチャード・ファイナンスの手法を利用した資金調達ならびに運用に関して継続的に助言及び作業支援等を行うコンサルティング業務の2つがあり、コンサルティング業務においては、資金を調達する側である一般事業法人等の企業と、資金を運用する側である銀行等のレンダー（*④）の両方に対しサービスを提供しております。

一般的な不動産流動化スキームにおける関係者は、不動産の原所有者（オリジネーター＝売主）、不動産を受託する信託銀行（受託者）、不動産信託受益権の購入主体でありノンリコース・ローンの借入主体であるSPC（Special Purpose Company；特別目的会社）（*⑤）、ノンリコース・ローンの貸手である銀行・ノンバンク等（レンダー＝貸出人）、SPCに対する匿名組合出資者（スポンサー＝不動産の実質的な買主）であります。

これらの利害を有する複数の関係者間の調整を図りつつ、ある一定期日までに案件が無事終了する（資金決済が行われる）よう、関連する全作業に目配りしスケジュールを管理し案件を推進する機能を果たするのがアレンジャーであり、いわばプロジェクトマネジャー的な存在といえます。

当社は主として、不動産の実質的な買主であり資金調達を必要とするスポンサーの側に立ち、スキームのアレンジを行います。

不動産流動化の一般的なスキームを図示すると以下のとおりであります。



①オリジネーターは、所有する不動産を対象に信託銀行と当該不動産の管理・運用及び処分を目的とした不動産信託契約を締結し、信託受益権を取得します。

②オリジネーターは信託受益権をSPCに売却します。

- ③ S P Cは信託受益権の購入代金を、レンダーからのノンリコース・ローンとスポンサーからの匿名組合出資により調達します。
- ④ 当社はスポンサー又はS P Cよりストラクチャリング業務に係る報酬を受領します。原則として上記の各取引は同日付で実行されます。

また、アレンジャー業務を構成するストラクチャリング業務とアドバイザー業務それぞれの具体的な内容を案件の流れに沿って説明すると次のとおりであります。

(1) ストラクチャリング業務

① オリジネーション

まず、顧客（一般的な案件ではスポンサー）の具体的なニーズを把握しそれに応じたスキームを検討・提案します。この顧客ニーズの確認に当たり物件情報等を入手する場合、顧客からの要請に応じて守秘義務契約を締結します。上記提案には、スキームの概要、不動産流動化を行うことのメリット・デメリット、法制上・税制上の一般的留意点、及び資金調達コストの概算等が盛り込まれております。提案に対し顧客の理解が得られアレンジャー指名を受けたうえで、正式にアレンジャーとして案件の統括を行うことになります。この段階で、顧客との間でアドバイザー契約を締結します。

② デューデリジェンス

流動化の対象資産となる不動産に係る調査・分析作業を不動産鑑定士等の専門家に依頼し、対象不動産の権利関係の確認や特性を把握します。調査・分析の内容は案件により異なりますが、主として以下のものを専門家に発注いたします。

- ◆ 不動産鑑定評価書
- ◆ 建物診断報告書（遵法性の確認、長短期の要修繕項目及び修繕費用見積、環境分析、地震リスク分析等）
- ◆ A U P（Agreed Upon Procedure；会計事務所等が作成する、対象不動産に係る営業損益計算書、レントロール（*⑥）、テナントの賃料支払状況等を織り込んだ、対象不動産の収益性を検討するための報告書）
- ◆ リーガル・デューデリジェンス（弁護士が賃貸借契約を含む不動産に関連する契約書等をチェック）
- ◆ マーケットレポート（対象不動産を取り巻く商圈分析等）

③ タームシート作成

デューデリジェンスを進める一方で、スキームの詳細について、顧客や他の案件参加者の要望を踏まえ、また、法的側面、会計・税務面、制度面の制約等についての専門家の意見を参考にしつつ、その内容を固めていきます。この過程では、主要な契約書のうち重要な条件を箇条書きにしたタームシート（term sheet）を作成し、これをもとに重要事項についての議論を行います。

④ キックオフ・ミーティング

ドキュメンテーション（契約書作成）に入る前に、作業の全体観について共通認識を持つため、案件に参加する関係者を一同に集め行うミーティングをキックオフ・ミーティングといたします。ミーティングの場では、参加者メンバーの紹介、クロージングに至るまでの作業スケジュールと作業担当者の確認、スキーム内容とこれに関して議論・決定すべき事項の確認等が行われます。

⑤ S P Cの設立

不動産流動化スキームで資金調達（借入）の主体として主に利用されるS P C及びS P Cの親会社となる有限責任中間法人（*⑦）等の設立を行います。

⑥ ドキュメンテーション

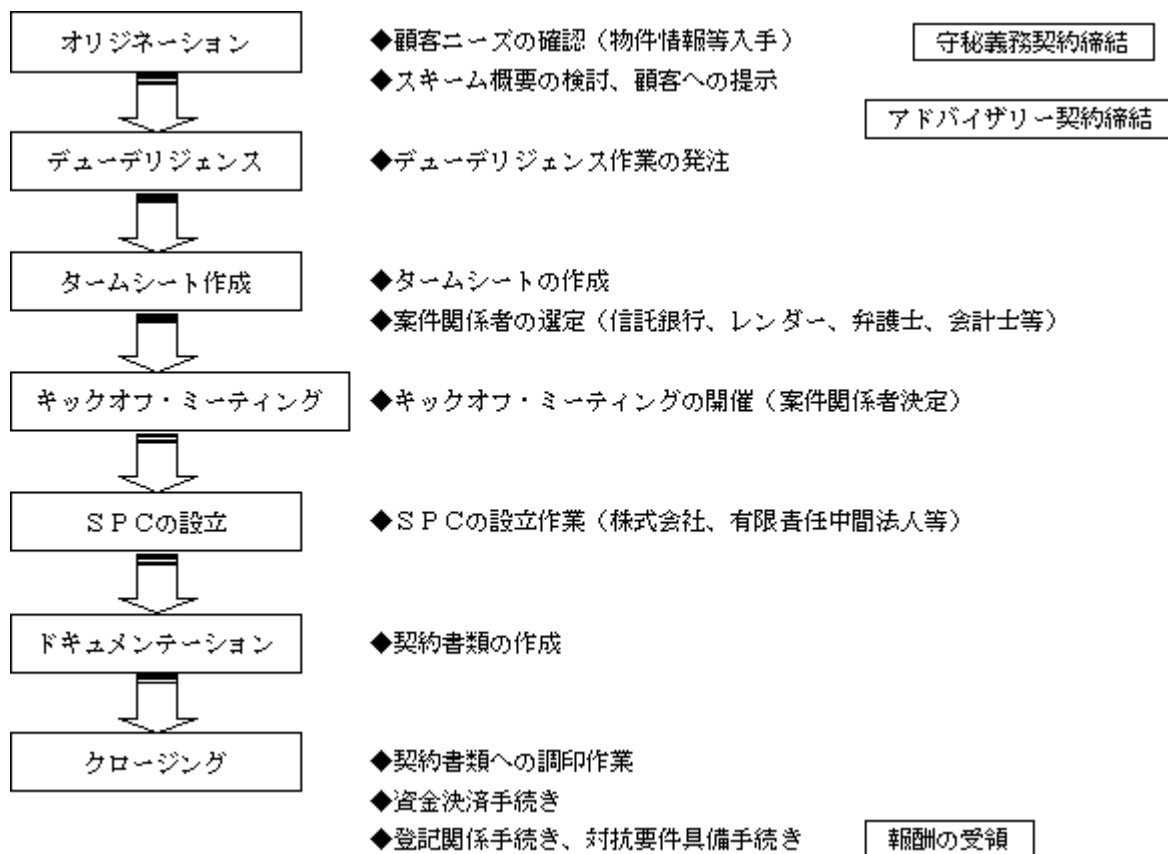
アレンジャーにとって最も重要な業務がドキュメンテーションであります。アレンジャーは関係当事者に契約書のドラフトを配布しこれに対するコメントを求めるという手順を何度か繰り返し、最終的に契約書を完成させます。流動化案件は契約書の数が非常に多いため、アレンジャーは期限までに全契約書について全関係者の合意がとれるようスケジュール管理を行います。また、契約書はその全体でスキームを構成しており相互に密接に関連した内容となるため、適宜弁護士等の専門家のアドバイスを受けつつ契約書間相互の内容が齟齬をきたさないよう注意し、スキーム全体を俯瞰して整合性を図ることがアレンジャーの役目となります。

⑦クロージング

決済に係る作業をクロージングといいます。クロージングには資金の決済と対象不動産に関する権利の移転（登記手続き）の2つがあります。アレンジャーは、決済に係る全体の資金の流れを取り纏め関係者間で確認を行うとともに、司法書士を含め関係当事者間で登記手続きに関する確認を行い、事務手続きに遺漏のないよう細心の注意をもってあたります。

クロージングが終了した段階で、当社は顧客（スポンサー又はSPC）よりアドバイザー契約に基づき報酬を受領いたします。

上記で述べた案件遂行の手順を図示すると以下のとおりであります。



(2) アドバイザー業務

①メンテナンス業務

クロージング後、顧客からの要請に応じて、当社はSPCから業務委託を受け、スキームのメンテナンスに係る事務を受託します。具体的な業務内容としては、①信託銀行に対する受益者指図（*⑧）権の行使に係る事務、②物件を管理するプロパティマネジャー（*⑨）が主として作成する物件のパフォーマンス等に関する各種定期報告書の精査・確認、③SPCの会計帳簿の作成や匿名組合契約に係る計算事務及び資金送金の事務（キャッシュマネジメント）等があります。なお、当社は委託を受けた業務の一部をさらに別の第三者に再委託することがあります。

当社は、SPCとの業務委託契約に基づきこれらメンテナンス業務に係る報酬を原則として定期的に受領いたします。

②コンサルティング業務

当社は個別案件のストラクチャリング業務に至る前段階で、顧客企業向けにストラクチャード・ファイナンスの手法を用いた資金調達について、計画策定や銀行等レンダー向け資料作成のための助言及び作業支援等を行っております。

また一方で、ストラクチャード・ファイナンススキームにおいてノンリコース・ローンを実行する銀行等レンダーに対しても、営業推進から案件審査、及び貸出実行後のモニタリング体制等の行内体制整備のための助言及び作業支援等も行っております。

これらのコンサルティング業務は一定期間に渡って行われ、当社は報酬を原則として定期的に受領いたします。

2. 不動産投融資業務

不動産投融資業務とは、不動産流動化スキームにおいてSPCに対し匿名組合出資やローン等の投融資を行うものであります。当社は、投資対象不動産、投資期間、投資利回り及び投資金額等について一定の基準を設け、当該基準を満たし、且つアレンジャー業務とのシナジー効果が見込まれる案件に限定し取り組む方針であります。

当社は不動産投融資業務の展開を通じ、ストックベースの収益を積み上げるとともに、アレンジ案件の獲得を企図しております。

*用語説明

①不動産流動化・証券化

不動産を実質的な引当財産として、ノンリコース・ローンや有価証券の発行等により資金調達を行うスキームをいい、スポンサー等の企業の信用力ではなく対象となる不動産の収益力や価値に依拠した資金調達手法であります。

②ストラクチャード・ファイナンス

ある特別な仕組み（スキーム）を利用した資金調達の手法をいい、プロジェクトファイナンス、航空機等のリースファイナンス及び資産の流動化などがこれに当たります。一般には「仕組み金融」と訳されます。不動産流動化・証券化もストラクチャード・ファイナンスの一種といえます。

③ノンリコース・ローン

ローン元本・利息等の返済財源について、借入人の財産のうち一定の財産に限定する旨の取り決めを付したローンです。一般的には、「責任財産限定特約付金銭消費貸借契約」を意味します。

④レンダー

銀行やノンバンク等のローンの「貸出人」を意味します。

⑤SPC

Special Purpose Companyの略で、「特別目的会社」を意味します。SPCは不動産流動化・証券化のスキームにおいて資金調達を受ける「器」として利用され、定款上、特定のスキーム組成に必要な限度に会社目的が制限される等、一般事業法人と比較すると限定的な運営がなされます。平成18年5月1日の会社法施行前は、一般には有限会社がSPCとして主に利用されておりましたが、会社法施行後は、株式会社又は合同会社を利用するケースが主流となっております。

⑥レントロール

不動産賃貸借取引におけるテナントとの契約条件（テナント名、契約期間、賃料、敷金・保証金等）を記載した一覧表をいいます。

⑦有限責任中間法人

社員に共通の利益を図ることを目的とし、かつ剰余金を社員に分配することを目的としない法人であって、中間法人法により設立されたものを中間法人といい、社員が法人の債権者に対して責任を負わないものを有限責任中間法人といいます。有限責任中間法人は基金（株式会社等における資本に相当）の拠出者と社員（株式会社等における株主に相当）とが法的に切り離されており、資金提供者と議決権保有者を分離することが制度的に可能となっているため、不動産証券化・流動化スキームにおいて倒産隔離を図る目的でSPCの親法人として利用されております。

⑧受益者指図

信託の受益者による受託者に対する信託財産の管理・運用・処分に関する指図をいいます。例えば、損害保険会社への保険料支払指図やテナントとの賃貸借契約締結指図等があります。

⑨プロパティマネジャー

建物の保守・管理やテナントの管理等を行う不動産管理会社をいいます。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
6（1）名	32.2	1.85	7,701,558

（注） 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 自己都合による退職により、従業員数は前期末比3名減少しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、消費者物価が緩やかながらも上昇傾向を示すにつれて金利水準も上昇基調を辿る中、好調な民間設備投資や底堅い個人消費を背景に、国内景気は総じて堅調に推移しました。

当社の主たる事業領域である不動産流動化・証券化市場におきましては、全国的に地価が反転上昇の傾向を示し首都圏におけるオフィス賃料は上昇基調が続くなど不動産市況の活況が続く中、国内外から資金が流入し、新たな不動産投資信託（J-R E I T）の上場や不動産プライベートファンドに代表される投資家による物件の取得などが活発に行われ、市場は拡大を続けました。

このような事業環境のもと、当社はオフィスビルや賃貸マンション等の新規取得案件、不動産投資ファンドのリファイナンス案件及び首都圏ならびに地方都市における開発案件等のアレンジに取り組みました。

また、新規事業である不動産を対象とした投融資事業につきましては、株式会社アーバン・アセットマネジメントの運営するファンドに対して総額約2億円の匿名組合出資を実行いたしました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は490,727千円（前年同期比7.0%減）、経常利益は239,825千円（同14.7%減）、当期純利益は139,714千円（同17.7%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、税引前当期純利益が237,062千円（前年同期比16.5%減）と減少したこと及び匿名組合出資の実行等により、前事業年度末に比べ163,230千円減少し、975,581千円（同14.3%減）となりました。

また当事業年度中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は100,668千円（前年同期は227,963千円の収入）となりました。これは主に大型案件のクロージング時期が翌期へ異動したことや、人員計画の未達等により税引前当期純利益が減少したこと、また、匿名組合出資の実行等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は18,907千円（前年同期は9,704千円の収入）となりました。これは、事務所移転等に伴う有形固定資産の取得による支出が8,156千円及び差入保証金の差し入れに伴う支出が10,750千円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は43,654千円（前年同期は507,152千円の収入）となりました。これは主に配当金の支払に伴うものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は不動産流動化・証券化に係るアレンジャー業務を主体とする会社であり、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社では、アレンジャー業務はストラクチャリング業務とアドバイザー業務の一連の業務から成るものであるため、セグメント区分を行っておりませんが、当事業年度の営業収益におけるストラクチャリング業務収益、アドバイザー業務収益及びその他営業収益の内訳を示すと、次のとおりであります。

営業収益の内訳	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	前年同期比 (%)
ストラクチャリング業務収益 (千円)	440,396	92.8
アドバイザー業務収益 (千円)	27,836	72.8
その他営業収益 (千円)	22,494	148.7
合計 (千円)	490,727	93.0

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
㈱アーバンコーポレイション	30,000	5.7	100,000	20.4
東京都市開発㈱	2,500	0.5	80,000	16.3
㈱西日本シティ銀行	120,900	22.9	—	—
㈱京橋プロジェクト	80,000	15.2	—	—

3【対処すべき課題】

不動産流動化・証券化市場は、不動産の金融商品化、不動産投資ファンドによる資金流入、企業の減損会計対応、あるいはオフバランス経営への取り組み等を背景に、今後も引き続き拡大が見込まれます。市場の拡大とともに、新規事業者の参入が増加すると考えられるほか、スキーム組成面でも多様化が進むものと考えられます。

当社といたしましては、コア業務である不動産流動化・証券化アレンジャー業務の業務基盤の一層の強化を図りつつ、不動産を対象とする投融資業務など、コア業務とシナジーが見込める新しい分野へと事業領域の拡大を進めていくことが重要であると認識しており、このために対処すべき課題とその対処方針は次のとおりであります。

(1) オリジネーション機能の強化

コア業務を拡充するためには、個別の案件組成ニーズを発掘しアレンジャー業務を受託するオリジネーション機能を強化する必要があります。このために、主に独立系の不動産ファンド会社等への営業活動を行うほか、ファイナンシャルプランナーやレンダー等との協業により顧客ネットワークの拡大に努めております。また、新たに開始した不動産投融資業務をアレンジャー業務の案件獲得に活かして参ります。

(2) エグゼキューション機能の強化

より多数の案件を処理可能とするために、スキームを構築し実際に案件をクローリングさせるエグゼキューション機能を強化する必要があります。このために、金融・不動産分野の業務経験者を中心に中途採用による増員を図るとともに、業務プロセスや実際の案件実行を通じて取得したスキーム構築・ドキュメンテーション等の業務ノウハウを共有化し、会社全体としてのエグゼキューション機能を強化して参ります。

(3) 事業領域の拡大

今後、当社は不動産流動化・証券化アレンジャー業務をコア業務としつつ、(i)コア業務とシナジーが見込める分野であること、(ii)当社に何らかの優位性があり、また当社の独自性を打ち出せる分野であること、(iii)顧客ニーズがある、あるいは顧客ニーズを創造できる分野であること、の3つを条件として、次のようなコア業務以外の分野に事業基盤を拡大していく所存であります。

- ①新たに開始した不動産を対象とした投融資業務に関しては、増員とともに体制整備を進めた上で、業務の拡充を図って参ります。
- ②コーポレート・ファイナンスに関するアドバイザー業務として、事業証券化等の手法によるファイナンス案件や、個別案件から派生的に生じるM&A、事業再編・再生等の案件に取り組みます。
- ③不動産信託業務への参入の可能性を引き続き検討して参ります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社の事業展開上のリスク要因となりうる事項及び投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項には、以下のようなものがあります。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の有価証券に関する投資判断は、以下の記載事項及び有価証券報告書中の本項以外の記載事項も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載事項のうち将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 案件の受託について

当社における案件の受託は、既存顧客及び既存顧客からの顧客紹介によるものが中心となっております。これは、当社業務は専門性の高い業務であり顧客からの信頼を前提に成り立つ業務であるという認識のもと、当社から一方的に不特定多数の顧客候補先に営業活動を行うのではなく、まずは顧客から受託した案件を確実に仕上げることで信頼を得、これを一度受託した顧客からの継続的な案件の受託ならびに既存顧客からの新たな顧客紹介に繋げ、さらにマーケットにおける認知度及び信用力の向上と相俟って既存顧客からの紹介によらない新規顧客の獲得へ繋げていくことが、当社の事業基盤拡充のためには重要であるとの判断に基づくものであります。

一方で当社では営業基盤の一層の拡充を企図し、主として独立系の不動産ファンド会社等にターゲットを絞り効率的な営業活動に努めております。

今後当社としましては、既存顧客及び既存顧客からの顧客紹介による案件の受託をベースとしつつ、効率的な営業活動を通じ案件の受託を進めていく所存ですが、これらの方法が機能しなくなった場合には、当社業績に影響が及ぶ可能性があります。

(2) 取引先について

当社のストラクチャリング業務における取引先（営業収益の計上先）はスポンサー又はSPC（特別目的会社）になります。SPCは、ある特定の不動産の流動化・証券化という目的のために設立された会社であるため、当社の取引先がSPCである場合には、当社の営業収益の計上先は原則として案件毎に異なることとなります。第5期の営業収益の15.2%を占める株式会社京橋プロジェクトはSPCであり継続性がある取引先ではありません。

また、当社は第5期においては株式会社西日本シティ銀行に対する営業収益の計上額が120,900千円で全体の22.9%を占め、第6期においては株式会社アーバンコーポレイション及び東京都市開発株式会社に対する営業収益の計上額が合計180,000千円で全体の36.7%を占めております。

取引先との契約は、当社業務の性格上、個別案件毎の契約が基本となっており、当社が継続的に案件を受託することが契約書上約束されている訳ではありません。従ってストラクチャリング業務においては継続的に新規案件の獲得に努める必要があり、その動向によっては当社の業績に影響が及ぶ可能性があります。

なお、当社の代表取締役である佐藤明彦は、平成17年6月より株式会社アーバン・アセットマネジメントの社外取締役を兼務しております。

(3) 営業収益の構成について

当社の第5期及び第6期の各期における営業収益の構成は下表のとおりであり、ストラクチャリング業務の構成割合が高くなっております。

これは、当社の事業特性上、ストラクチャリング業務の1案件から計上される営業収益がアドバイザー業務やその他営業収益の1案件から計上される営業収益よりも相対的に大きいためであります。従って、ストラクチャリング業務収益の多寡により当社の業績が大きく変動する可能性があります。

営業収益の内訳	第5期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第6期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
ストラクチャリング業務収益 (千円)	474,335	440,396
アドバイザー業務収益 (千円)	38,219	27,836
その他営業収益 (千円)	15,124	22,494
合計 (千円)	527,678	490,727

(4) 経営成績の変動について

当社のストラクチャリング業務は、企業（法人）による不動産の売買、開発等に関するものが主体であり、かかる取引は企業の決算対応との関連性が強くなっていることから、当社の収益計上時期は企業の決算時期により変動する可能性があります。

また、当該業務は顧客を含め関係者の多い取引に係る業務であるため、クロージング時期の異動に伴い当社の報酬の受領時期も異動することとなります。そのため、クロージングの時期が当初の予定と一致しない場合には、結果として一定期間毎に区切ってみた場合の当社の経営成績に、期間毎の変動が生じる可能性があります。

(5) 競合について

当社は特定の企業グループに属さない中立的な不動産流動化・証券化のアレンジャー業務を行う会社としての存在意義と競争力を有しているものと認識しております。

しかしながら、同種の業務は大手銀行や証券会社のストラクチャード・ファイナンス部門、また金融又は不動産をバックボーンとした独立系会社も行っていること、今後は新規参入者も想定されることから、案件受託の獲得競争が激化した場合には当社の業績に影響が及ぶ可能性があります。

(6) 金融技術の陳腐化について

当社は常に先端的な金融技術を保持し続ける努力を継続しておりますが、法務・会計・税務などの分野を包含する金融技術は日々発展していることから、当社がかかる金融技術の発展に遅れをとった場合には、当社の金融技術は陳腐化し競争力を失う可能性があり、その結果、当社の業績に影響が及ぶ可能性があります。

(7) 業暦が浅いことについて

当社は平成14年1月8日に設立されましたが、事業の開始は平成14年6月1日からであり、実質的な業暦は約5年と浅く、期間業績の比較を行うための十分な実績数値が得られません。今後の当社の業績を見通すにおきましても、営業収益、利益率等過年度の実績数値だけでは判断材料として不十分な面があります。

(8) 小規模組織であることについて

当社は有価証券報告書提出日現在、取締役5名、監査役2名、従業員5名の小規模組織であり、内部管理体制についても組織の規模に応じたものとなっております。当社は今後、業容の拡大に応じて人員の採用を行うとともに社内管理体制の見直しを図っていく方針ですが、適時・適切に体制構築が進まなかった場合には、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。また、現状の人的資源に限りがある中、一人一人の役職員の能力に依存している面があり、役職員に何らかの業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは役職員が社外へ流出した場合には、当社業務に支障を来す虞があります。

(9) 匿名組合出資について

当社の行う匿名組合出資には、いわゆる不動産投資を意図したものではなく不動産流動化スキームを維持していく上で必要な仕組みの一部としての匿名組合出資があります。当該匿名組合出資は不動産流動化スキーム期間トータルで見れば当社の損益への影響は原則としてありませんが、当社の期間損益に一定の影響を及ぼすものであります。

(10) 代表取締役への依存について

当社の代表取締役である佐藤明彦は当社の創業者であり、当社の経営方針や事業戦略の立案ならびに決定、及び事業の推進において重要な役割を果たすとともに、同氏の事業に係る経験、知識及び業界での人脈が当社経営に影響を及ぼしております。

当社は事業の拡大とともに、同氏に過度に依存しない体制の構築を進めておりますが、何らかの事情により同氏の業務執行が困難となった場合には、その後の当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(11) ストックオプションについて

当社は、当社の取締役及び従業員に対し、当社業績の向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21ならびに会社法第236条、第238条及び第239条に基づき新株予約権（ストックオプション）を付与しております。平成19年5月31日現在、新株予約権による潜在株式は97株であり、発行済株式総数16,000株の0.6%に相当しております。

当社は今後も役職員の士気を高め、また優秀な人材を獲得するためのインセンティブプランとして、新株予約権を付与する可能性があり、新株予約権を付与した場合には当該新株予約権を費用計上する必要があるほか、将来的にこれらの新株予約権が行使されれば、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法的規制について

不動産流動化・証券化アレンジャー業務は、特定の法律の直接的な規制を受ける業務ではありませんが、不動産流動化・証券化ビジネスとして広く捉えた場合、「証券取引法」「信託業法」「宅地建物取引業法」「不動産特定共同事業法」等の法律が関係してくる場合があります。当社は、当社業務を取り巻く法的規制の状況と法的規制が当社業務に及ぼす影響については常に注意を払い、必要に応じて顧問弁護士等の意見を徴する等、法の趣旨に則した業務遂行に努めております。今後、これらの法律が改廃された場合や新たに制定される場合、又は外部環境の変化等に伴う現行法の解釈の変化が生じた場合には、当社業務が影響を受ける可能性があります。

また、不動産投融資業務及びその他の新規業務の展開を図ることを目的として、当社は「貸金業の規制等に関する法律」に基づく貸金業者登録（登録番号 東京都知事（1）第30698号）及び「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者登録（登録番号 関東財務局長 第1686号）を受けております。

(13) 不動産市況について

当社は主に不動産を対象資産とした流動化・証券化に係るアレンジャー業務を主たる業務とし、また今後は不動産を対象とする投融資業務の拡大を目指しております。そのため、不動産市況が著しく変動し不動産を対象資産とした流動化・証券化案件の受託が減少した場合、また当社の投資対象である不動産の価格が下落した場合には、当社業績に影響が及ぶ可能性があります。

(14) 金利の上昇について

当社が行う不動産投融資のスキームにおいて金融機関等からノンリコース・ローン借入を行っている場合があり、将来において金利水準が上昇した場合には、不動産投融資のパフォーマンスが低下し、当社業績に影響が及ぶ可能性があります。

(15) 税務・会計制度について

不動産流動化・証券化取引は、わが国では1990年代後半から本格的に始まった比較的新しい取引分野であり、取引に係る税務・会計上の法規や基準等の制度が、細部に至るまで確立されておられません。当社は個別案件の取り組みに際しては、取引に係る税務・会計上の処理及びスキームに及ぼす影響等について、税理士・公認会計士等の専門家とともに慎重に検討・判断を行っております。今後、取引に係る税務・会計制度が新たに制定される場合や現行法規等の解釈の変化が生じた場合には、当社業務が影響を受ける可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社はこの財務諸表の作成に当たりまして、貸倒引当金や繰延税金資産の計上、投資その他の資産の評価及び偶発債務の認識等に関して、過去の実績や取引の状況に照らし合理的と考えられる見積り及び判断を行っております。当該見積り及び判断について当社は継続的に評価を行っておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は983,085千円となり、前事業年度末比167,301千円の減少となりました。流動資産の大半を占めているのは現金及び預金であり、当事業年度末における残高は975,581千円と、同163,230千円の減少となりました。これは主に匿名組合出資の実行によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は248,265千円となり、前事業年度末比213,348千円の増加となりました。固定資産の大半を占める投資その他の資産の残高は240,182千円と、同207,295千円の増加となりました。その主な要因は、匿名組合出資の実行に伴う投資有価証券の増加（5,000千円から203,295千円へ198,295千円増）であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は50,206千円となり、前事業年度末比50,926千円の減少となりました。その主な要因は、未払法人税等の減少（78,985千円から35,702千円へ43,283千円減）であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、当期純利益の計上等に伴い1,181,143千円となり、前事業年度末の資本の部と比べ96,973千円の増加となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は975,581千円となり、前事業年度末比163,230千円の減少となりました。これは、税引前当期純利益が237,062千円となった一方で、匿名組合出資金の増加額が198,295千円、また法人税等の支払額が135,844千円となったこと、そして配当金の支払等に伴い財務活動の結果使用した資金が43,654千円となったことによるものであります。

(4) 経営成績の分析

当事業年度における営業収益は490,727千円（前年同期比7.0%減）、営業費用は251,874千円（同11.4%増）となりました。営業収益の減少は、大型案件のクロージング時期が翌期へ異動したこと、期末案件の獲得が進まなかったこと及び期初に予定していた人員計画の未達等が主な要因であります。

この結果、営業利益は238,853千円（同20.8%減）、経常利益は239,825千円（同14.7%減）となり、当期純利益は139,714千円（同17.7%減）となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、重要な設備投資はありません。
また、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社では、業務に使用するコンピューター、コピー機などの事務用機器以外には特段の設備を必要といたしません。従いまして、当社において、主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000
計	60,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月28日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	16,000	16,000	ジャスダック証券取引所	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	16,000	16,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成17年7月29日臨時株主総会決議(平成17年7月29日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	11(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55 (注)1 (注)5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注)5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月30日 至 平成26年7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 退職により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「対象者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社の取締役及び従業員でなければならない。

②その他の行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

①対象者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。

②対象者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を行使することができないものとする。

5. 平成17年8月11日開催の取締役会決議により、平成17年8月29日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社は、当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に際して、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に承継させることができる。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月28日定時株主総会決議（平成18年7月12日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	60(注)1	42(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60(注)1	42(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	511,255	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月22日 至 平成23年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 608,869 資本組入額 304,435	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	—

(注) 1. 退職により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社もしくは関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める「関係会社」をいう。）の従業員又は取締役であることを要するものとする。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、必要な調整を行い決定する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額にiii. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得条項

残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成14年7月13日 (注) 1	1,700	1,900	85,000	95,000	—	—
平成16年3月19日 (注) 2	700	2,600	17,500	112,500	17,500	17,500
平成17年8月29日 (注) 3	10,400	13,000	—	112,500	—	17,500
平成18年2月10日 (注) 4	2,000	15,000	195,500	308,000	325,300	342,800
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日 (注) 5	700	15,700	3,500	311,500	3,500	346,300
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注) 5	300	16,000	1,500	313,000	1,500	347,800

- (注) 1. 第三者割当 発行価格 50,000円
資本組入額 50,000円
主な割当先 当社役職員、東京中小企業投資育成㈱、他11社名
2. 第三者割当 発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
主な割当先 当社役職員8名
3. 株式分割(1:5)によるものであります。
4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 280,000円
引受価額 260,400円
資本組入額 97,750円
払込金総額 520,800千円
5. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	5	10	21	1	1	1,191	1,229	—
所有株式数(株)	—	998	767	1,573	4	1	12,657	16,000	—
所有株式数の割合(%)	—	6.2	4.8	9.8	0.0	0.0	79.1	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
佐藤 明彦	東京都世田谷区	4,400	27.50
新留 幸二	東京都杉並区	1,850	11.56
東京中小企業投資育成株式会社	東京都渋谷区渋谷3-29-22	1,000	6.25
芦田 充	東京都目黒区	920	5.75
伊藤 毅	東京都目黒区	640	4.00
松浦 一博	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	635	3.97
イーバンク銀行株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-7	600	3.75
和田 昌彦	栃木県下都賀郡大平町	475	2.97
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内1-1-1	432	2.70
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	259	1.62
計	—	11,211	70.07

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 16,000	16,000	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
端株	—	—	—
発行済株式総数	16,000	—	—
総株主の議決権	—	16,000	—

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し新株予約権を付与することを、平成17年7月29日開催の臨時株主総会において特別決議されたもの、及び会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し新株予約権を付与することを、平成18年6月28日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成17年7月29日	平成18年6月28日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 2名 当社従業員 2名	当社従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

(注) 付与対象者の人数は、退職により権利を喪失した者を減じた人数であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、事業基盤の強化と事業展開に必要な内部留保の充実を考慮しつつ、利益の成長に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、期末に年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

配当につきましては、財務状況及び業績等を総合的に勘案しつつ株主資本配当率を参照指標として安定的に行っていく方針であり、当事業年度につきましては1株当たり1,500円の期末配当を実施することを決定いたしました。今後も各期の業績及び中長期的な業績の見通しを踏まえ、総合的な見地から株主への利益還元策を検討していく所存であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年6月27日 定時株主総会決議	24,000	1,500

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	—	—	—	1,590,000	879,000
最低(円)	—	—	—	780,000	195,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、平成18年2月10日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	340,000	321,000	307,000	328,000	309,000	268,000
最低(円)	278,000	258,000	249,000	251,000	252,000	195,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役社長 (代表取締役)	フロント機能担当	佐藤 明彦	昭和34年12月5日生	昭和59年4月 株式会社日本興業銀行入社 平成13年9月 株式会社アーバンコーポレーション入社 平成13年10月 アセット・マネジャーズ株式会社取締役(非常勤)就任 平成14年1月 当社設立 当社代表取締役就任(現任) 平成17年6月 株式会社アーバン・アセットマネジメント社外取締役就任(現任)	(注) 3	4,400
取締役	ミドル機能担当	新留 幸二	昭和38年4月29日生	昭和63年4月 株式会社日本興業銀行入社 平成14年6月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	1,850
取締役		松浦 一博	昭和45年1月9日生	平成4年4月 株式会社日本興業銀行入社 平成14年6月 当社取締役就任(現任) 平成19年5月 インリックス株式会社取締役就任(現任)	(注) 3	635
取締役	サポート機能/ マネジメント機能担当	平野 公久	昭和50年6月25日生	平成12年3月 株式会社スピードグループ(現プリモジャパン株式会社)入社 平成16年6月 株式会社シーマ入社 平成18年1月 当社入社 平成19年6月 当社取締役就任(現任)	(注) 4	—
取締役		堀内 勉	昭和35年5月19日生	昭和59年4月 株式会社日本興業銀行入社 平成10年4月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成11年10月 森ビル株式会社入社 平成14年1月 森ビル・アーバンファンド株式会社(現森ビル・インベストメントマネジメント株式会社)取締役就任 平成16年3月 同社常務取締役就任 平成17年3月 同社代表取締役社長就任(現任) 平成18年2月 森ヒルズリート投資法人執行役員就任 平成18年6月 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3	—
常勤監査役		金沢 修	昭和23年5月2日生	昭和46年4月 鹿島建設株式会社入社 平成9年4月 公認会計士登録 平成11年5月 税理士登録 平成11年6月 鹿島リース株式会社取締役経理部長 平成14年9月 鹿島建設株式会社、鹿島リース株式会社退職 平成15年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 5	—
監査役		西 久男	昭和26年11月29日生	昭和50年4月 株式会社日本長期信用銀行入社 平成10年11月 東京中小企業投資育成株式会社入社 平成14年10月 同社業務第七部長 平成17年6月 当社監査役就任(現任) 平成17年7月 同社業務第三部長 平成18年6月 株式会社企業育成センター取締役就任(現任)	(注) 6	—
計						6,885

- (注) 1. 取締役堀内 勉は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役金沢 修及び西 久男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成18年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 平成19年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
5. 平成16年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 平成17年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、業容ならびに組織の規模に見合ったコーポレート・ガバナンスの充実を、重要な経営課題のひとつと認識しており、経営の健全性及び透明性を維持しつつ迅速な意思決定の実現に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制の仕組み

①会社の機関の内容

- ・当社は監査役制度を採用しており、監査役は常勤1名、非常勤1名の計2名であります。
- ・経営上の重要事項の意思決定機関である取締役会は、定時取締役会が月1回、臨時取締役会は必要に応じて随時開催されております。定時取締役会及び臨時取締役会には監査役も出席し、経営に対する助言、提言を行うとともに、取締役の業務執行に対する監督機能を果たしております。また、監査役は、策定した監査方針及び監査計画に基づき、重要書類の閲覧ならびに会計帳簿の調査等を行っております。

②内部統制の仕組み

◆経営管理体制

- ・当社は業務規程に基づき、会社として遂行されるべき業務を複数の機能及び個別業務に区分し、各機能に担当取締役を配置し各個別業務を所定の役職員が分担して担うとともに社内規程等の遵守を徹底することで、権限分離と内部牽制を図っております。また、個別業務に係る重要な項目についての意思決定ならびに当該個別業務の遂行は、担当取締役及び代表取締役の管理監督のもとに行われ、業務執行プロセスの適正性は担当取締役及び代表取締役により確認されております。

◆内部監査

- ・当社は従業員数5名（有価証券報告書提出日現在）の少数組織であることに鑑み、内部監査を担当する独立した部署や担当者は置かず、代表取締役が指名する通常業務遂行者1名に内部監査業務を兼務させ、当該担当者による内部監査を実施しております。
- ・当社の内部監査は、年間の内部監査計画に基づき、サンプル調査の手法により抽出した案件・取引の事務処理、会計処理の適正性及び規則準拠性を主な監査対象としており、内部チェックとしての機能を重視しております。
- ・なお、内部監査担当者が通常業務も兼務していることから、当該担当者が担当した案件・取引については、自己監査とならぬよう内部監査の対象とはせず、代表取締役及び担当取締役がチェックを行うことで、業務処理の適正性を確認しております。
- ・また、監査役と監査法人及び内部監査担当者との緊密な連携により、内部統制の充実を図っております。
- ・内部統制の仕組みにつきましては、今後の業容ならびに組織の拡大に合わせて、規模に見合った体制を適時に整備していく方針であります。

③社外取締役及び社外監査役との関係

- ・当社は経営管理体制の一層の強化を図るため、平成18年6月28日開催の定時株主総会において、堀内勉を社外取締役として選任いたしました。当社と同氏の間には人的・資金的関係はありませんが、同氏は森ビル・インベストメントマネジメント株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間にアドバイザー業務の取引関係を有しております。
- ・当社の監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。いずれも当社との間に特段の利害関係は有しておらず、客観的な立場で監督機関として機能しております。

④弁護士及び監査法人の状況

- ・当社は業務運営上、高度な法的判断を要する事項及びコンプライアンスに関する事項については、必要に応じて顧問弁護士の助言を受け検討及び判断を行っております。
- ・当社は監査法人トーマツと監査契約を締結し会計監査を受けるとともに、会計に関する重要な課題について適宜助言を受け検討及び判断を行っております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

監査業務を執行した公認会計士の氏名

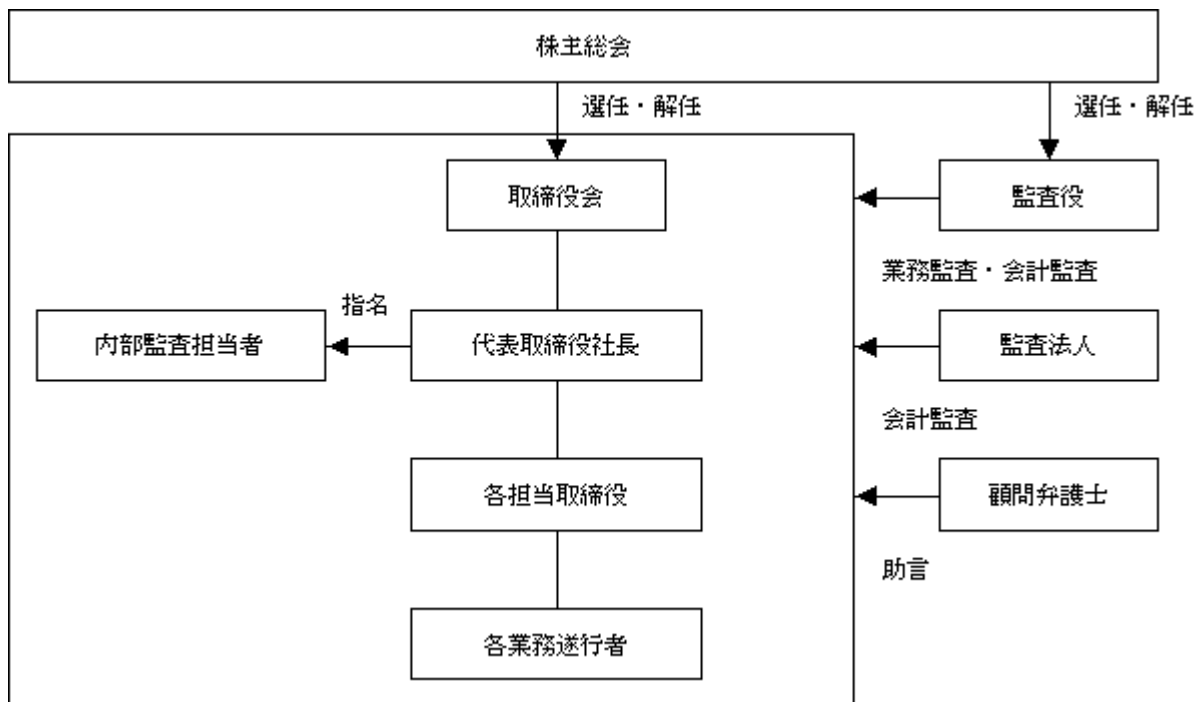
監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員 猪瀬 忠彦

指定社員 業務執行社員 佐々田 博信

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名 会計士補等3名 その他3名



(3) 役員報酬及び監査報酬

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬ならびに監査法人トーマツに対する報酬の内容は以下のとおりであります。

役員報酬	取締役に支払った報酬	46,200千円
	(うち社外の取締役)	一千円)
	監査役に支払った報酬	5,250千円
	(うち社外の監査役)	5,250千円)
監査報酬	公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	8,500千円
	上記以外の業務に基づく報酬	一千円

(4) 取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

(5) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(6) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）及び当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金		1,138,811		975,581		
2. 営業未収金		3,407		1,583		
3. 前払費用		1,692		2,725		
4. 繰延税金資産		6,475		3,040		
5. その他		—		155		
流動資産合計		1,150,386	97.1	983,085	79.9	
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		1,137		5,239		
減価償却累計額		267	870	567	4,672	
(2) 工具器具備品		1,469		4,269		
減価償却累計額		725	743	1,200	3,069	
有形固定資産合計			1,614		7,741	0.6
2. 無形固定資産						
(1) 電話加入権			88		88	
(2) ソフトウェア			326		252	
無形固定資産合計			415		341	0.0
3. 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券			5,000		203,295	
(2) 拠出金			10,000		10,000	
(3) 繰延税金資産			4,877		4,517	
(4) 差入保証金			13,509		24,260	
貸倒引当金			△500		△1,890	
投資その他の資産合計			32,887		240,182	19.5
固定資産合計			34,917		248,265	20.1
資産合計			1,185,303		1,231,350	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 営業未払金			1,041		—
2. 未払金			8,872		5,395
3. 未払法人税等			78,985		35,702
4. 未払消費税等			3,320		3,419
5. 預り金			8,913		3,513
6. 前受金			—		2,175
流動負債合計			101,133	8.5	50,206
負債合計			101,133	8.5	50,206
(資本の部)					
I 資本金	※		311,500	26.3	—
II 資本剰余金					
1. 資本準備金		346,300			—
資本剰余金合計			346,300	29.2	—
III 利益剰余金					
1. 当期末処分利益		426,370			—
利益剰余金合計			426,370	36.0	—
資本合計			1,084,170	91.5	—
負債・資本合計			1,185,303	100.0	—

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金			—		313,000
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—		347,800	
資本剰余金合計			—		347,800
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		—		518,984	
利益剰余金合計			—		518,984
株主資本合計			—		1,179,784
II 新株予約権			—		1,359
純資産合計			—		1,181,143
負債純資産合計			—		1,231,350

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 営業収益							
1. 業務収益		512,554			468,233		
2. その他営業収益		15,124	527,678	100.0	22,494	490,727	100.0
II 営業費用							
1. 匿名組合出資損失		512			11,418		
2. 販売費及び一般管理費							
(1) 営業手数料		4,686			8,099		
(2) 役員報酬		32,400			51,450		
(3) 給料手当		68,585			64,029		
(4) 賞与		23,795			15,800		
(5) 法定福利費		10,630			12,636		
(6) 減価償却費		381			1,546		
(7) 貸倒引当金繰入額		—			1,390		
(8) 地代家賃		15,363			23,209		
(9) 支払手数料		38,884			36,520		
(10) 外注費		13,005			—		
(11) その他		17,824			25,772		
合計		225,556	226,069	42.8	240,455	251,874	51.3
営業利益			301,609	57.2		238,853	48.7
III 営業外収益							
1. 受取利息		8			721		
2. 受取配当金		125			250		
3. 貸倒引当金戻入益		143			—		
4. 雑収入		0	277	0.0	0	972	0.2
IV 営業外費用							
1. 新株発行費		20,647	20,647	3.9	—	—	—
経常利益			281,239	53.3		239,825	48.9
V 特別利益							
1. 債権譲渡益		2,500	2,500	0.5	—	—	—
VI 特別損失							
1. 固定資産除却損		—			557		
2. 本店移転費用		—	—	—	2,206	2,763	0.6
税引前当期純利益			283,739	53.8		237,062	48.3
法人税、住民税及び事業税		118,238			93,552		
法人税等調整額		△4,207	114,031	21.6	3,795	97,348	19.8
当期純利益			169,708	32.2		139,714	28.5
前期繰越利益			256,662			—	
当期未処分利益			426,370			—	

③【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高 (千円)	311,500	346,300	346,300	426,370	426,370	1,084,170
事業年度中の変動額						
ストックオプション行使による新株の発行	1,500	1,500	1,500			3,000
剰余金の配当(注)				△47,100	△47,100	△47,100
当期純利益				139,714	139,714	139,714
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						—
事業年度中の変動額合計 (千円)	1,500	1,500	1,500	92,614	92,614	95,614
平成19年3月31日 残高 (千円)	313,000	347,800	347,800	518,984	518,984	1,179,784

	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日 残高 (千円)	—	1,084,170
事業年度中の変動額		
ストックオプション行使による新株の発行		3,000
剰余金の配当(注)		△47,100
当期純利益		139,714
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,359	1,359
事業年度中の変動額合計 (千円)	1,359	96,973
平成19年3月31日 残高 (千円)	1,359	1,181,143

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		283,739	237,062
減価償却費		381	1,546
ストックオプション費用		—	1,359
固定資産除却損		—	557
債権譲渡益		△2,500	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少額)		△143	1,390
受取利息及び受取配当金		△133	△971
新株発行費		20,647	—
営業債権の増減額 (△は増加額)		2,464	1,824
営業債務の増減額 (△は減少額)		△6,296	△1,041
未払金の増減額 (△は減少額)		1,368	△3,922
未払消費税等の増減額 (△は減少額)		△20,145	99
匿名組合出資金の増減額 (△は増加額)		24,215	△198,295
その他		△1,397	△5,402
小計		302,201	34,204
利息及び配当金の受取額		133	971
法人税等の支払額		△74,371	△135,844
営業活動によるキャッシュ・フロー		227,963	△100,668

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△874	△8,156
無形固定資産の取得による支出		△370	—
拠出金の回収による収入		3,143	—
貸付金の回収による収入		7,500	—
差入保証金の差入による支出		—	△10,750
差入保証金の返還による収入		304	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		9,704	△18,907
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		507,152	3,000
配当金の支払による支出		—	△46,654
財務活動によるキャッシュ・フロー		507,152	△43,654
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少額)		744,820	△163,230
VI 現金及び現金同等物の期首残高		393,991	1,138,811
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※	1,138,811	975,581

⑤【利益処分計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成18年6月28日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
I 当期末処分利益			426,370
II 利益処分額			
1. 配当金		47,100	47,100
III 次期繰越利益			379,270

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>ただし匿名組合出資金につきましては、匿名組合への出資時に「投資有価証券」を計上し、匿名組合が獲得した純損益の持分相当額については、「営業収益」又は「営業費用」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、営業者からの出資金の払い戻しについては「投資有価証券」を減額させております。</p>	<p>その他有価証券 時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 6～15年 工具器具備品 6～8年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。</p>	<p>(1)有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8～15年 工具器具備品 6～8年</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(追加情報) 当社の平成18年2月10日の公募増資による新株発行(2,000株)は、引受証券会社は引受価額で引受を行い、これを引受価額と異なる発行価格で一般投資家に販売する、いわゆる「スプレッド方式」の売買引受契約によっております。</p> <p>「スプレッド方式」では発行価格と引受価額との差額が事実上の引受手数料となりますので、引受証券会社に対する引受手数料の支払はありません。</p> <p>このため、引受証券会社に対して引受手数料を支払う方式によった場合に比べ、新株発行費の額と資本金及び資本剰余金合計額はそれぞれ39,200千円少なく、経常利益及び税引前当期純利益は同額多く計上されております。</p>	<p>—</p>

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によって算出した額を計上しております。	貸倒引当金 同左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,179,784千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>—</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ1,359千円減少しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
※授権株式数及び発行済株式総数	—
授権株式数 普通株式 50,000株	
発行済株式総数 普通株式 15,700株	

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	15,700	300	—	16,000
合計	15,700	300	—	16,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 発行済株式の普通株式の増加300株はストックオプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第4回ストックオプション	—	—	—	—	—	1,359
合計	—	—	—	—	—	1,359

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	47,100	3,000	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	24,000	利益剰余金	1,500	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) (千円)	※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,138,811	現金及び預金勘定 975,581
現金及び現金同等物 <u>1,138,811</u>	現金及び現金同等物 <u>975,581</u>

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 当社のリース物件は、事業内容に照らして重要性が乏しく、契約一件当たりの金額が少額であるため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額相当 額 (千円)</th> <th>期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具 備品</td> <td style="text-align: center;">3,091</td> <td style="text-align: center;">360</td> <td style="text-align: center;">2,731</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">3,091</td> <td style="text-align: center;">360</td> <td style="text-align: center;">2,731</td> </tr> </tbody> </table> 2. 未経過リース料期末残高相当額 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">578千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">2,176千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,754千円</td> </tr> </table> 3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">400千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">360千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">63千円</td> </tr> </table> 4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具器具 備品	3,091	360	2,731	合計	3,091	360	2,731	1年内	578千円	1年超	2,176千円	合計	2,754千円	支払リース料	400千円	減価償却費相当額	360千円	支払利息相当額	63千円
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																						
工具器具 備品	3,091	360	2,731																						
合計	3,091	360	2,731																						
1年内	578千円																								
1年超	2,176千円																								
合計	2,754千円																								
支払リース料	400千円																								
減価償却費相当額	360千円																								
支払利息相当額	63千円																								

(有価証券関係)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	前事業年度（平成18年3月31日）	当事業年度（平成19年3月31日）
	貸借対照表計上額（千円）	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券		
匿名組合出資金	—	198,295
非上場株式	5,000	5,000

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 1,359千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回ストックオプション	第3回ストックオプション	第4回ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	取締役3名及び従業員3名	取締役2名及び従業員7名	従業員8名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 350株	普通株式 115株	普通株式 84株
付与日	平成16年4月30日	平成17年7月29日	平成18年7月21日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者(以下「対象者」という。)は、新株予約権の行使時において、当社の取締役及び従業員でなければならない。 ②その他の行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。	①新株予約権の割当てを受けた者(以下「対象者」という。)は、新株予約権の行使時において、当社の取締役及び従業員でなければならない。 ②その他の行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当会社又は当会社の子会社もしくは関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める「関係会社」をいう。)の従業員または取締役であることを要するものとする。
対象勤務期間	自 平成16年4月30日 至 平成18年4月30日	自 平成17年7月29日 至 平成19年7月29日	自 平成18年7月21日 至 平成21年7月21日
権利行使期間	自 平成18年5月1日 至 平成24年5月8日	自 平成19年7月30日 至 平成26年7月29日	自 平成21年7月22日 至 平成23年7月21日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第2回ストックオプション	第3回ストックオプション	第4回ストックオプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	300	105	—
付与	—	—	84
失効	—	50	24
権利確定	300	—	—
未確定残	—	55	60
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	300	—	—
権利行使	300	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第2回ストックオプション	第3回ストックオプション	第4回ストックオプション
権利行使価格 (円)	10,000	30,000	511,255
行使時平均株価 (円)	232,667	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	97,614

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第4回ストックオプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	第4回ストックオプション
株価変動性 (注) 1	52.851%
予想残存期間 (注) 2	4年
予想配当 (注) 3	3,000円/株
無リスク利率 (注) 4	1.1597%

(注) 1. 当社のヒストリカル・ボラティリティと類似会社のヒストリカル・ボラティリティを2年の期間で加重平均して算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使可能期間にわたって平均的に行使されるものと仮定して見積もっております。

3. 平成18年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する長期国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円)
繰延税金資産 (流動資産)	繰延税金資産 (流動資産)
未払事業税否認	未払事業税否認
6,441	2,907
その他	その他
34	132
繰延税金資産(流動)計	繰延税金資産(流動)計
<u>6,475</u>	<u>3,040</u>
(固定資産)	(固定資産)
ソフトウェア	ソフトウェア
4,674	3,616
その他	その他
203	901
繰延税金資産(固定)計	繰延税金資産(固定)計
<u>4,877</u>	<u>4,517</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 同左

(持分法損益等)

前事業年度(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）
重要性がないため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	69,055円45銭	1株当たり純資産額	73,736円54銭
1株当たり当期純利益	12,767円50銭	1株当たり当期純利益	8,889円91銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	11,907円46銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	8,692円45銭
<p>当社は、平成17年8月29日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p>			
1株当たり純資産額	29,743円27銭		
1株当たり当期純利益	11,421円12銭		

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	169,708	139,714
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	169,708	139,714
期中平均株式数(株)	13,292	15,716
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	960	357
(うち新株予約権に係る増加数)	(960)	(357)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権(新株予約権の数60個)。新株予約権の内容については、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」のうち、「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はありません。

⑥【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
		インリックス(株)	50	5,000
		計	50	5,000

【その他】

投資有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)
		(株)山品地所 匿名組合出資	—	166,250
		(有)SFAMS 5 匿名組合出資	—	32,045
		計	—	198,295

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,137	5,239	1,137	5,239	567	588	4,672
工具器具備品	1,469	3,501	701	4,269	1,200	883	3,069
有形固定資産計	2,607	8,740	1,839	9,509	1,767	1,472	7,741
無形固定資産							
電話加入権	88	—	—	88	—	—	88
ソフトウェア	370	—	—	370	117	74	252
無形固定資産計	458	—	—	458	117	74	341
長期前払費用	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	500	1,390	—	—	1,890

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	—
預金	
普通預金	973,186
別段預金	2,395
小計	975,581
合計	975,581

ロ. 営業未収金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(有)エム・エー・ピー	945
オリエンタル建設㈱	262
(有)フォーリーフ・クローバー	252
ヴェイエスワン(有)	122
合計	1,583

営業未収金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{\quad}{(B)}$ 365
3,407	210,044	211,868	1,583	99.3	4.3

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、10株券、1株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国各支店 無料 印紙税相当額
端株の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国各支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL (http://www.aspir.co.jp/koukoku/m030/m030.html)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社では現在、端株は生じておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第5期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月29日関東財務局長に提出

(2) 半期報告書

第6期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）平成18年12月22日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。